

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

- 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
..... (警察本部保安課) 55
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課) 55

告 示

- 土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業施設管理課) 55
- 土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課) 56
- 建設業者に対する監督処分..... (建設管理課) 56

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (4件) 56

道公安委員会規則

- 金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 61

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (3件) 67

規 則

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年5月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第47号

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例 (令和8年北海道条例第28号) の施行期日は、令和8年6月1日とする。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第48号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和31年北海道規則第142号) の一部を次のように改正する。

第1条中「令」を「政令」に、「規則」を「省令」に、「細則」を「規則」に改める。

第2条中「第8条」を「第8条第1項若しくは第2項」に、「具し、」を「示して」に改める。

第3条第1項中「規則」を「省令」に改め、同条第2項中「前項」を「省令第1条」に、「別記第2号様式」を「別記第2号様式」に、「理由を詳記して」を「理由を詳細に記載して」に改める。

第4条中「前条」を「省令第1条」に、「その令書に添付した」を「これらに添付された」に改める。

第5条第1項中「規則」を「省令」に改め、同条第2項中「公用令書」を「省令第4条の公用令書」に、「別記第4号様式」を「別記第4号様式」に、「理由を詳記して」を「理由を詳細に記載して」に改める。

第6条中「前条」を「省令第4条」に、「その令書に添付した」を「これらに添付された」に改める。

第7条中「規則」を「省令」に、「以下」を「次条において」に改める。

第8条中「前条」を「省令第2条第3項」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第10条中「規則」を「省令」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第11条第1項中「第8条」を「第8条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「協力令書」を「前項の規定により協力令書」に改める。

第13条第1項中「令」を「政令」に改め、同条第2項中「令第8条第2項第3号」を「政令第8条第2項第3号」に改める。

第14条中「第7条第5項」の次に「及び第8条第4項」を加える。

第15条第1項中「規則第3条の規定による」を「省令第3条の」に改め、同条第2項中「規則第5条の規定による」を「省令第5条の」に改め、同条第3項中「規則第6条の規定による」を「省令第6条の」に改める。

第18条中「令」を「政令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項後段の規定により、大雪土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和8年5月29日

北海道知事 鈴木直道

理事・監事の別氏名	住	所		
	変更	前	変更	後
理事	池田 修也	上川郡鷹栖町13線15号3番	上川郡鷹栖町北野東4条1	
		地北鷹栖団地	丁目7番16号	

北海道告示284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年5月19日、美深土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第285号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和8年5月29日

北海道知事 鈴木直道

1 処分をした年月日

令和8年5月16日

2 処分を受けた者

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 商号及び代表者の氏名 | 株式会社小松 小松 弘幸 |
| (2) 主たる営業所の所在地 | 札幌市西区発寒15条3丁目4番21号 |
| (3) 建設業の許可の番号 | (般-3)石第10936号 |

3 処分の内容

許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道胆振総合振興局長 牧野 充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級・6×6・専用型）1台（交換契約により除雪トラック（10t級・6×6・専用型）1台を契約相手方に供し、除雪トラック1台を契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（10t級・6×6・専用型）1台

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和9年3月26日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品等を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達が出来ることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年6月24日（水）まで（日曜

- 日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1 (送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入札日時 令和8年7月8日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月7日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部のホームページ(<https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/index.html>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9857
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Snow Removal Truck (10 tons class, 6 × 6) Exchange 1 set
- b Snow Removal Truck (10 tons class, 6 × 6) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 8, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 7, 2026)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9857

北海道渡島総合振興局告示第74号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道渡島総合振興局長 本田 晃

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 路面清掃車(真空式・7t・両ブラシ) 1台(交換契約により路面清掃車1台を契約の相手方に供し、路面清掃車1台を契約の相手方から調達する。)

イ 凍結防止剤散布車(乾式2.5m³級・4×4) 1台(交換契約により凍結防止剤散布車1台を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台を契約の相手方から調達する。)

ウ 除雪トラック(10t級・6×6・専用型) 1台(交換契約により除雪グレーダー1台を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を契約の相手方から調達する。)

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和9年3月19日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 入札について、令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等又はこれと同等の類似品に係る納入(製造)実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品等の納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和8年5月29日(金)から同年7月1日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 5 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- 6 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入札日時 令和8年7月14日(火)午後1時30分(送付による場合は、同月13日(月)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 7 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 5に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/category/d003/c007/>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9609

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Road Sweeper (Vacuum-type, 7 tons class, Dual Brushes) Exchange 1 set
- b Anti-icing agent spraying vehicle (Dry spreading type, 2.5 cubic meters class, 4 × 4) Exchange 1 set
- c Snow Removal Truck (10 tons class, 6 × 6) Exchange 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 14, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 13, 2026)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9609

北海道留萌振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道留萌振興局長 川 畑 千

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級6×6） 1台（交換契約により除雪トラック（10t級6×6）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック（10t級6×6）1台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和9年3月29日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等又はこれと同等の類似品に係る複数回以上の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品等を納入後、10年以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年6月24日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札の場所 留萌市住之江町2丁目1番2号 留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札の日時 令和8年7月14日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月13日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道留萌振興局留萌建設管理部のホームページ（<https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/rkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
(3) 電話番号 0164-42-8344

- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Snow Removal Truck (10 tons class, 6 × 6, with side wing and grader attachment) Exchange 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 14, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than July 13, 2026)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone: 0164-42-8344

北海道十勝総合振興局告示第1013号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道十勝総合振興局長 鈴木章代

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入期日 令和9年3月24日（水）
(4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（産業用機器類）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年7月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎地下会議室

(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課)

(2) 入札日時 令和8年7月10日(金)午前10時(送付による場合は、同月9日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局のホームページ(<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.html>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)から(3)まで、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

(3) 電話番号 0155-27-8508

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Self-propelled Reel Irrigator 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 10, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 9, 2026)

C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道公安委員会規則

金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

北海道公安委員会規則第8号

金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず回収業に関する条例施行規則(平成29年北海道公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商又は同法第2条第4項に規定する古物市場主が同法第3条の規定による許可を受けた公安委員会から金属くず回収業の許可を受けようとする場合の許可申請書には、前項に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、現に当該許可に係る営業所について古物営業法第13条第1項の管理者である者以外の者を管理者とする場合にあっては、許可申請書に前項第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)第3条第1項の規定による届出をした者が当該届出をした公安委員会から金属くず回収業の許可を受けようとする場合の許可申請書には、次に掲げる書類(第3号に掲げる書類にあっては、法人の代表者に限る。)を添付することを要しない。

(1) 第2項第1号アに掲げる書類(最近5年間の略歴を記載した書面を除く。)

(2) 第2項第2号アに掲げる書類

(3) 第2項第2号イに掲げる書類(最近5年間の略歴を記載した書面を除く。)

第6条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3条第3項及び第4項の規定は、条例第7条第1項の規定による変更の届出について準用する。

第11条を次のように改める。

(本人確認の方法等)

第11条 条例第13条第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる買受け等(条例第13条第1項に規定する買受け等をいう。以下同じ。)の相手方の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 自然人である買受け等の相手方（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

ア 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人（条例第13条第2項に規定する取引の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）から当該相手方の次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類（イ及びウにおいて「写真付き本人確認書類」という。）のいずれかの掲示を受ける方法

(ア) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証若しくは同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券若しくは同条第6号に掲げる乗員手帳（当該相手方の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下「旅券等」という。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

(イ) (ア)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該相手方の写真を貼り付けたもの（一を限り発行又は発給されたものに限る。）

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもののうち、(ア)又は(イ)に掲げるものに準ずるものであって、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該外国政府又は権限のある国際機関が当該相手方の写真を貼り付けたもの（当該相手方が外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入学し在留しているものを除く。）を除く。）である場合に限る。）

イ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、金属くず回収業者が提供

するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法。

ウ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、金属くず回収業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

エ 当該相手方から、番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手方の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第11条の5第1項第5号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方のものであることの確認（番号利用法第18条の4第1項の規定により提供されるプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第11条の5第1項第5号において同じ。）を行う方法

オ 当該相手方から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下この項において「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。キにおいて同じ。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

カ 当該相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下カ及びキにおいて「公的個人認証法」という。）第3条第6項又は第16条の2第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個

人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法（金属くず回収業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。）

キ 当該相手方から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される同条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

(2) 条例第13条第1項に規定する本邦内に住居を有しない外国人である買受け等の相手方当該相手方から旅券等であって、次条第2項に規定する事項の記載があるものの提示を受ける方法

(3) 法人である買受け等の相手方 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の次の(ア)又は(イ)に掲げる書類のいずれかの提示を受ける方法

(ア) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

(イ) (ア)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

イ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人から登記情報（同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法（平成17年法律第86号）第933条第3項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下この条において同じ。）に宛てて、当該買受け等の領収証書その他の当該相手方との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下この条において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下この条において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法）

ウ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主た

る事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（第11条の4第1項第2号ケ及び第11条の5第1項第10号において「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

エ 当該法人の取引の任に当たっている自然人からア(ア)に掲げる書類若しくはア(イ)に掲げる書類又はその写し（以下エにおいて「特定書類等」という。）の送付を受けるとともに、当該特定書類等に記載されている当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

オ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

2 金属くず回収業者は、前項第1号アからエまで又は第3号ア若しくはエに掲げる方法により本人特定事項（条例第13条第1項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）の確認を行う場合において、当該書類若しくはその写しに当該相手方の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき、又は当該書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該相手方の現在の住居の情報の記録がないときは、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、当該記載がある当該相手方の本人確認書類（前項第1号ア(ア)からウまで並びに第3号ア(ア)及び(イ)に掲げる書類をいう。以下同じ。）若しくは当該相手方の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第4号及び第5号に掲げるものにあつては金属くず回収業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金属くず回収業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該相手方の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第3号エに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

(1) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書

(3) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

- (4) 当該相手方が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名及び住居の記載があるもの（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードを除く。）
- (5) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち前項第1号ア(ア)及びイ(イ)並びに第3号ア(ア)及びイ(イ)に掲げるものに準ずるもの（当該相手方が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）
- 3 金属くず回収業者は、第1項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該相手方の本店等に代えて、当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該相手方の営業所であると認められる場所の記載がある当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。
- 4 金属くず回収業者は、第1項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。
- (1) 当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）
- (2) 当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第2項の規定により当該相手方の現在の本店又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）
- (3) 当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の営業所であると認められる場所に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは

その写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）
第11条の2を次のように改める。

（条例第13条第1項に規定する公安委員会規則で定める外国人等）

第11条の2 条例第13条第1項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものは、本邦に在留する外国人のうち、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第11条の5第1項第19号において「在留期間等」という。）が90日を超えないと認められるものであって、その所持する旅券等の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

2 条例第13条第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、国籍等及び旅券等の番号とする。

第11条の2の次に次の3条を加える。

（本人確認を不要とする場合）

第11条の3 条例第13条第1項ただし書に規定する公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 過去に買受け等の相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であつて、当該買受け等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うとき。

(2) 当該金属くず回収業者が金属くずを自ら輸入するとき。

(3) 買受け等の対価の総額が200円未満であるとき。

2 金属くず回収業者は、前項第1号に掲げる場合には、次の各号に掲げることのいずれかにより買受け等の相手方（国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令（令和7年政令第103号）第2条に規定する者（以下この項及び第11条の5第1項第16号において「国等」という。）である場合にあっては、その取引の任に当たっている自然人又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が本人確認記録（条例第13条の2第1項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）に記録されている買受け等の相手方と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第12条の2第1号、第2号及び第7号に掲げる事項を記録し、当該記録を当該買受け等の行われた日から3年間保存するものとする。

(1) 法人の職員であることを証する書類その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

(2) 買受け等の相手方しか知り得ない事項その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを示す事項の申告を受けること。

3 前項の規定にかかわらず、金属くず回収業者は、買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人と面識がある場合その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることが明らかな場合は、当該相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを確認したものとすることができる。

(本人確認記録の作成方法)

第11条の4 条例第13条の2第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 本人確認記録を文書又は電磁的記録を用いて作成する方法
- (2) 次のアからサまでに掲げる場合に应じ、それぞれ当該アからサまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書又は電磁的記録(オに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて本人確認記録に添付する方法
 - ア 第11条第1項第1号アに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し
 - イ 第11条第1項第1号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し
 - ウ 第11条第1項第1号ウに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し
 - エ 第11条第1項第1号エに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し
 - オ 第11条第1項第1号オからキまで又は第3号オに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録
 - カ 第11条第1項第2号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該旅券等の写し
 - キ 第11条第1項第3号ア又はエに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し
 - ク 第11条第1項第3号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該登記情報又はその写し
 - ケ 第11条第1項第3号ウに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し
 - コ 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第11条第2項の規定により買受け等の相手方若しくはその取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若

しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

サ 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第11条第3項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき、又は同条第4項の規定により同項第3号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

2 前項第2号に掲げる方法において本人確認記録に添付した添付資料は、当該本人確認記録の一部とみなす。

(本人確認記録の記録事項)

第11条の5 条例第13条の2第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第1項に規定する本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- (2) 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- (3) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付
- (4) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
- (5) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方又は当該取引の任に当たっている自然人のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
- (6) 第11条第1項第1号イに掲げる方法により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず回収業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付
- (7) 第11条第1項第1号ウに掲げる方法により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず回収業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付
- (8) 第11条第1項第3号イからエまでに掲げる方法(同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず回収業者が取引関係文書を送付した日付
- (9) 第11条第1項第3号イに規定する方法により買受け等の相手方の本人特定事項の確認

- を行ったときは、金属くず回収業者が登記情報の送信を受けた日付
- (10) 第11条第1項第3号ウに規定する方法により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず回収業者が公表事項を確認した日付
- (11) 第11条第4項の規定により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付
- (12) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行った方法
- (13) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
- (14) 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第11条第2項の規定により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
- (15) 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第11条第3項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき、又は同条第4項の規定により同項第3号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
- (16) 買受け等の相手方の本人特定事項（買受け等の相手方が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
- (17) 取引の任に当たっている自然人による買受け等のときは、当該取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
- (18) 買受け等の相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに買受け等の相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
- (19) 第11条の2第1項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可証の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項
- 2 金属くず回収業者は、添付資料を本人確認記録に添付するときは、前項各号に掲げるもののうち当該添付資料に記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記録しないことができる。
- 3 金属くず回収業者は、第1項第16号から第19号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は添付資料に記載され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、金

属くず回収業者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとすることができる。

第12条を次のように改める。

（取引記録の作成方法）

第12条 条例第14条第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

第12条の次に次の2条を加える。

（取引記録の記録事項）

第12条の2 条例第14条第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相手方の氏名又は名称
- (2) 受取り等の期日及び時刻
- (3) 金属くずの特徴
- (4) 金属くずの量
- (5) 金属くずの価額
- (6) 受取り等に係る代金の支払方法
- (7) 受取り等に係る代金の支払を受取り等の相手方の預金又は貯金の口座への振込みにより行ったときは口座番号

（取引記録の作成を不要とする場合）

第12条の3 条例第14条第1項ただし書に規定する公安委員会規則で定める場合は、受取り等の対価の総額が200円未満である場合とする。

第14条第1号中「作成された電磁的方法による記録」を「電磁的記録（次号に規定するものを除く。）」に、「磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号において「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号において同じ。）」に改め、同条第2号中「電磁的方法」を「電磁的記録」に、「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第15条第1項中「別記第10号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第2項中「別記第11号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第16条中「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式を削り、別記第10号様式を別記第8号様式とし、別記第11号様式を別記第9号様式とし、別記第12号様式を別記第10号様式とする。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第322号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量 交通パトカー（車載式速度測定装置搭載車）
7台
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 納入期日 令和9年3月31日（水）
- 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。
- 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年6月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5 入札書の提出等

- 入札書提出場所 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課（送付による場合も同じ。）
- 入札受付期間 令和8年7月2日（木）から同月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は正午）まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）
- 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- 開札日時 令和8年7月10日（金）午後1時30分

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- 交付場所 4に同じ。
- 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- 名称 北海道警察本部総務部会計課
- 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- 電話番号 011-251-0110 内線 2254

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Traffic police car (Vehicle equipped with speed measurement device) Quantity 7
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 10, 2026
(Bidding deadline : 0 : 00 P.M., July 10, 2026)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2254

北海道警察本部告示第323号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 車載式速度測定装置 7セット
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件を満たしている機器が供給可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年6月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

- (2) 入札日時 令和8年7月10日（金）午後1時40分（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

次による。

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2238

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : In-vehicle speed measuring device 7 set
B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., July 10, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 9, 2026)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2238

北海道警察本部告示第324号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年5月29日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 書き切り型記録媒体 34,720枚
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期限 令和8年10月19日（月）
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年6月25日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 令和8年7月10日（金）午後1時50分（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2237

11 Summary

A Nature and Quantity of the products to be procured : Write-on media (made by KIOXIA Write Once 2GB SD-K02GCWI, equivalent product acceptable), 34,720 pieces

B Bid tendering date and time : 1 : 50 P.M., July 10, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 9, 2026)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2237

正 誤

○令和8年3月31日（本号第695号）

北海道告示第153号（北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
69	右	10
誤	建築基準法第6条第1項第4号	
正	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号	

ページ	欄	行
69	右	10及び11
誤	建築基準法第6条第1項第3号	
正	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第3号	